

大分県報

令和四年
号外 (八三)
十二月二十二日

(木曜日)

目次

人事委員会規則

- 通勤手当の支給に関する規則の一部改正……………
- 職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正……………
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正……………
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正……………

○人事委員会規則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十二日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十二号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年大分県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「二千二百円」を「二千四百円」に、「四千二百円」を「四千四百円」に、「六千七百円」を「六千九百円」に、「九千四百円」を「九千六百元」に、「一万二千八百円」を「一万三千円」に、「一万六千三百円」を「一万六千五百円」に、「一万九千七百円」を「二万二千八百円」に、「二万三千円」を「二万五千七百円」に、「二万五千九百円」を「二万八千二百円」に、「二万八千四百円」を「三万六千七百円」に、「三万八千円」を「三万三千六百円」に、「三万三千八百円」を「三万六千七百円」に、「三万六千九百円」を「四万四百円」に、「四万四千二百円」を「四万四千五百円」に、「四万八千二百円」を「五万二千二百円」を「五万五千五百円」に、「五万四千二百円」を「五万四千五百円」に改める。

令和四年十二月二十二日

附則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十二月二十二日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十三号

職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給調整手当に関する規則（昭和三十七年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表の第二条第三項の職を占める職員の項を次のように改める。

第2条第3項の職を占める職員	円
	45,000
	45,000
	45,000
	45,000
	45,000
	45,000
	45,000
	45,000
	45,000
	45,000
	45,000
	45,000
	45,000
	45,000
	45,000
	40,000
	35,000
	30,000
	25,000
	21,000
	17,000
	13,000
	9,000
	5,000

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十二月二十二日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十四号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「百分の百九十」を「百分の二百十」に、「百分の二百三十」を「百分の二百五十」に改め、同条第二号中「百分の九十」を「百分の百」に、「百分の百十」を「百分の百二十」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

大分県報号外（人事委規則）

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十二日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十五号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年大分県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

62	43	28	改め、同表の口中	29	36	別表第七のイ中
62	44	29		29	37	
63	44	29		30	37	
を	45	30		30	38	
53	46	30		31	38	
54	47	31		31	39	
54	に、	31	26	32	39	26
55		に、	27	32	40	26
55	54		28	33	40	27
56	55	42	29	33	41	27
56	56	43	29	34	41	28
57	57	44	30	34	42	28
57	57	45	30	35	42	29
57	57	45	30	35	43	29
58	58	46	31	36	を	30
58	58	46	31	36	25	30
58	58	47	31	37	26	31
59	59	47	32	37	26	32
59	59	48	を	38	27	32
60	60	を	25	38	27	33
60	60	41	26	39	27	33
60	60	42	26	40	27	34
60	60	42	27	40	28	34
61	61	43	28	41	28	35
に、	61			に	28	35
						36

35	27	31	24	23	40	中	31	24	22
36	27	31	24	23	40		31	24	22
36	28	31	25	24	41		31	25	23
37	28	32	に、	24	41		32	25	23
37	29	32		24	42		を	26	24
38	29	33		24	42		27	26	24
38	29	33	22	25	43		27	27	25
39	30	34	22	25	43		28	27	25
39	30	34	23	26	44		28	26	26
40	30	35	23	26	44		28	26	26
を	31	を	24	27	45		28	27	27
33	31	21	25	24	45		29	27	27
34	31	22	26	25	46		29	28	28
34	32	22	26	21	に改め、同表のホ中		29	28	を
34	32	22	27	22			30	29	21
35	33	23	28	22			30	29	22
35	に改め、同表のト中	23	28	22			31	30	22
35		23	29	23			31	30	23
36		24	29	23			31	30	23
36		24	29	23	22		に改め、同表の二	31	24
36		25	30	24	22	37			
37		25	30	24	22	38			
38		26	30	24	22	38			
39		26	30	24	23	39			
に、	34	26	30	24	23	39			
	34								
	35								

111	を	54	59	別表第七の二のイ中	50	46	42	47	46
114	86	55	62		51	46	43	47	46
117	88	56	65		51	に、	43	48	47
120	90	59	68		52		44	48	48
121	92	62	70		52		44	49	49
121	93	65	72		53	50	45	49	49
	94	を	74		53	51	45	50	50
	95	54	76	58	54	52	45	50	50
		56	78	60	54	53	46	51	51
58	に、	58	80	62	55	53	46	51	51
60		60	82	64	54	54	46	52	52
62	101	62	84	66	56	55	47	52	52
64	102	64	86	68	57	55	47	53	53
67	103	66	88	70	56	56	を	53	53
70	104	に、	90	72	57	57	41	54	54
73	107	85	92	74	58	58	42	54	54
	110	86	93	76	59	59	42	55	54
	113	87	93	78	60	60	43	55	55
	116	88	に改め、同表の口中	80	を	を	43	に改め、同表の口中	55
	118	90	53	82	49	49	44	42	45
	120	92		84	50	50	44	45	46
	を	94		86			44	45	46
59	102	94		88			45		
62	104			90			45		
65	106			92			45		
68	108								
70									
72									
74									

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第七及び別表第七の二の規定は、令和四年四月一日から適用する。（経過措置）

附 則
(施行期日等)

71	め、同表の口中	81	61	を	68	66	改め、同表の口中
72		82	に改め、同表の口中	39	を	67	
74		83		42	53	68	
76		84		45	58	71	
78		86		48	63	74	
80	50	88		50	68	77	50
82	52	90		52	69	を	52
84	54	92		54	69	66	56
86	56	95		56	69	68	60
	59	98		59	に、	70	64
	62	101		62	38	72	を
	65	を		65	40	74	52
70		82	58	68	42	76	56
72		84	60	69	44	78	59
74		86	62	69	46		62
76	51	88	64	65	48		65
78	54	90	66	68	50		
80	57	92	68	69	53		
82	60	94	70	69	56		
84	62	96	を	69	59		
85	64	98	59	に改め、同表の口中	62		
86	66	100	62	60	64		
87	に、	102	65	60	66		
	69	に改	68	60	68		
	70		70	を			
			71	60			

2 令和四年四月一日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に關する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 施行日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。